

# 児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」について

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方は、受給資格確認のため、毎年8月に「現況届」の提出が必要です。この届出がない場合、8月分以降の手当が受けられなくなりますので、必ず届出を行ってください。**該当者への通知は7月中旬頃に発送いたします。**

- ・所得制限等により手当が支給停止、一部支給になっている方も「現況届」は必要です。
- ・「現況届」を提出しないで2年を経過すると、時効になり手当を受ける資格がなくなりますので、ご注意ください。
- ・期間中に「現況届」の提出がない場合、12月の支払いに間に合わない場合があります。
- ※届出は、必ず受給者本人が行って下さい。(代理人での受付は出来ません)
- ※所得申告がまだの方は、現況届を提出する前に所得の申告をしてください。
- ※混雑が予想されますので、できるだけ個人宛の通知書で指定された日にお越しください。
- ※庁舎間連絡バスもございますので、ご利用ください。

地域	受付期間	受付場所	受付時間
与那城・勝連	8月1日(火)～8月3日(木)	うるま市役所東棟 3階大講堂	・午前9時～11時30分 ・午後1時～4時
石川	8月4日(金)・8月8日(火)		
具志川	8月9日(水)～8月25日(金) (※土、日、祝祭日を除く)		
全地域 日曜窓口	8月20日(日)		・午前9時～11時30分 ・午後1時～3時

**現況届会場にハローワーク相談員が来ます。待ち時間を利用して相談できます。**

【相談日】8月4日(金)、9日(水)、14日(月)、16日(水)、18日(金)、21日(月)、23日(水)、25日(金)

【相談時間】午前10時～午後4時

**うるま市 母子及び父子家庭等医療費助成金支給申請の手続きが簡単に!**

**平成29年8月1日(受診分)から  
自動償還払いがスタートします!**

## 母子及び父子家庭等医療費助成とは?

母子家庭や父子家庭等に対し、健康保険の適用を受けて支払った医療費の一部負担金を助成することにより、生活の安定と自立を促進し、母子家庭等の福祉を図る医療費助成です。

◆ お問い合わせ先 ◆  
うるま市役所児童家庭課  
母子及び父子家庭等  
医療費助成担当  
☎973-4983

## 自動償還払い方法は?

- 1 対象者の受信者証を提示
- 2 医療費を医療窓口で支払う
- 3 受信日の翌々月に指定の口座に振り込まれます。

児童扶養手当の「現況届」提出後に発行される受給者証を医療機関へ提示してください。



※自動償還払い導入に伴い、受給者証が世帯方式から個人方式に変わります。  
※外来については、1ヶ月につき1つの医療機関と、同医療機関から処方された薬局調剤分を合算して1,000円を超えた額を助成します。  
※小学校就学前の児童は【こども医療費助成制度】の対象となります。